

## 法人事業苦情内容及び結果

日	主な内容	詳細および対応
平成30年4月2日	リフレッシュ保育の正当性	保護者が保育運営課へ苦情申し立てをし、保育運営課より保育園へ質問した形。昨年度は仕事がお休みでも預かってもらえたが今年度は仕事がお休みでも月に一回しか預かってもらえないとの内容。 保育運営課へは「リフレッシュ保育は初年度より謳っている独自の制度。本来就労にて預かる場合は仕事がお休みの場合はお休みしてもらうのが適正利用」と説明。納得してもらう。
平成30年8月7日	園駐車場内	降園時にお迎え後車に乗り込もうとした際、傷があった。ビデオを見せてほしいと要望。警察からの正式な要望がない限り、外部へビデオ開示はないと伝える。